

平成24年度

# 精神保健福祉センター一所報

(第36集)



熊本県精神保健福祉センター



# 目 次

## I センター施設等概要

1	業務	1
2	沿革	1
3	歴代所長	2
4	施設の概要	2
5	職員の構成	2
6	歳入歳出決算状況	3
7	センター条例 〈抜粋〉	4

## II センター業務概要

1	企画立案	5
2	技術指導及び技術援助	6
3	教育研修	8
4	普及啓発	17
5	精神保健福祉相談及び診療	20
6	組織育成	25
7	精神障害者の社会復帰に関する事業	28
8	アルコール関連問題対策事業	32
9	思春期精神保健対策事業	35
10	DV対策支援事業	37
11	心の健康づくり推進事業	38
12	薬物関連問題対策事業	39
13	自殺対策推進事業	41
14	熊本広域大災害に係る保健医療支援活動	43
15	精神医療審査会	45
16	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	46

## III 学会・研究会活動報告

1	熊本アルコール関連問題学会	47
2	熊本精神科リハビリテーション研究会	47

### <資 料>

	精神保健福祉センター運営要領	49
--	----------------	----

# I センター施設等概要

## 1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うと共に、精神医療審査会の事務並びに法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの等を行う施設です。（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」昭和25年法律第123号）「精神保健福祉センター運営要領」（平成18年12月22日障発第1222003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っています。

なお、平成24年4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られました。

- 1) 企画立案
- 2) 技術指導及び技術援助
- 3) 教育研修
- 4) 普及啓発
- 5) 調査研究
- 6) 精神保健福祉相談及び診療
- 7) 組織育成
- 8) 精神障害者の社会復帰に関する事業
- 9) アルコール関連問題対策事業
- 10) 思春期精神保健対策事業
- 11) DV対策支援事業
- 12) 心の健康づくり推進事業
- 13) 薬物関連問題対策事業
- 14) 自殺対策推進事業
- 15) 精神医療審査会の審査に関する事務
- 16) 自立支援法医療費判定及び精神障害者保健福祉手帳の認定

## 2 沿革

昭和38年10月17日	熊本県精神衛生相談所開設（県中央保健所内）
昭和46年9月30日	熊本県精神衛生センター設置条例制定（条例第60号）
昭和47年4月1日	熊本市水道町9番16号に新築、開設
昭和47年6月17日	保険医療機関として指定（熊公197）
昭和56年2月5日	3階増築工事竣工（教育研修部門）
平成元年4月1日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成7年7月1日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更
平成23年1月4日	熊本市月出3丁目1番120号（旧保育大学校）に移転

### 3 歴代所長

初代	藤田 英介	昭和47年4月	～	昭和50年3月
二代	有働 信昭	昭和50年4月	～	昭和54年3月
三代	南 龍一	昭和54年4月	～	平成5年3月
四代	児玉 修	平成5年4月	～	平成9年3月
五代	中田 榮治	平成9年4月	～	平成12年3月
六代	舩井 幸輔	平成12年4月	～	平成15年3月
七代	中島 央	平成15年4月	～	平成24年3月
八代	児玉 修	平成24年4月	～	平成25年3月
九代	山口 喜久雄	平成25年4月	～	

### 4 施設の概要

- 位置 熊本市月出3丁目1番120号
- 名称 熊本県精神保健福祉センター
- 敷地 4,440㎡
- 建物 (鉄筋コンクリート)

本館		倉庫	
1階	838.22㎡	1階	366.62㎡
2階	597.91㎡		
延	1436.13㎡	延	366.62㎡

電話 096-386-1255 (業務用) 096-386-1258 (手帳・自立用)  
096-386-1166 (相談用) FAX 096-386-1256

住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120

< ホームページ >

URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/>

メールアドレス [seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp)

### 5 職員の構成

平成25年3月末日現在

区分	医師	事務	心理士	保健師	電話 相談員	酒害 相談員	生活 相談員	計
職員(常勤)	1	6	2	2				11
非常勤嘱託	10	3	3		5	2	2	25
計	11	9	5	2	5	2	2	36

6 歳入歳出決算状況

(1) 歳入	523,780円
使用料及び手数料	360,195円
諸収入	163,585円
(2) 歳出	

(単位:円)

科目	決算額	内 訳			備考
		衛生費	民生費	総務費	
(項)		公衆衛生費他	社会福祉費他	総務管理費	
(目)		精神保健費他	障害者福祉費他	人事管理費他	
(計)	39,397,450	39,246,312	150,139	999	
報酬	14,643,210	14,643,210			非常勤24名、委員13名分
共済費	2,115,780	2,115,780			非常勤5名、再任用2名分
報償費	2,586,056	2,586,056			研修会講師謝金、相談員謝金
旅費	2,102,257	2,013,159	88,099	999	普通旅費及び費用弁償
需用費	3,621,806	3,576,806	45,000		庁舎維持費、消耗品等
役務費	8,133,763	8,133,763			電話代、郵便料、文書料等
委託料	5,820,438	5,820,438			庁舎管理業務、ハイリスクの若者相談窓口啓発強化事業
使用料及び賃借料	235,140	218,100	17,040		各種機器リース料・施設使用料
負担金、補助及び交付金	139,000	139,000			熊本県精神科病院協会費等

7 熊本県精神保健福祉センター条例（最終改正：平成20年3月31日）

昭和46年9月30日  
熊本県条例第60号

熊本県精神保健福祉センター設置条例をここに公布する。  
熊本県精神保健福祉センター設置条例

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を熊本市に置く。

（組織）

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第3条 所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

（参 考）

熊本県手数料条例（平成12年3月23日公布、熊本県条例第9号）第2条に定める手数料の額

641 熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 手数料 1通につき 760円

642 熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 手数料 1通につき 600円

\*（平成18年4月1日～）

## II センター業務概要

### 1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

#### 1 熊本県精神保健福祉審議会（所長は行政関係委員）

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	24年度	開催なし	

#### 2 熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会

精神障害者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療システムのあり方について、平成8年度から検討が重ねられ、熊本県精神科協会に委託して、平成10年1月1日より稼動しています。

精神科救急医療システムの円滑かつ適正な運営を図るために、平成9年度より設置。健康福祉部障がい者支援課主管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	24年度	(1)平成23年度の熊本県精神科救急医療システム整備事業の実施状況について (2)熊本県精神科救急情報センターについて (3)熊本県精神科救急医療システム整備事業実施要項等の改正について	15

## 2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

### ○活動実績（厚生労働省報告例による）

業務 事業名		技術指導・技術援助				
		個別ケース処遇			関係機関事業	
		来所	電話等	検討会	来所等	出張分
		件数 (回)	件数 (回)	件数 (回)	回数	回数
一般事業		3	11		24	25
特定相談事業	思春期	1	15	1	5	2
	アルコール	1	5		16	
薬物			19	2	22	32
社会復帰促進事業			1		18	13
心の健康づくり推進事業		1	13		21	27
老人精神保健			1		1	
うつ・うつ状態			14		1	
ひきこもり		1	5	1	4	5
発達障害			8	2	3	1
自殺関連			1	1	18	32
犯罪被害			2		2	
合計		7	95	7	135	137
				109		272



## 1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助（延べ件数）

他機関の個別のケースの処遇について、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

	技術指導・援助(個別ケース分) (延べ件数)												
	一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ・うつ状態	ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	計
保健所	4	2	2	1	1	2		4	2	2		1	21
市町村	5	4	1			3	1	8	2	3			27
福祉事務所						1							1
医療施設	1			4		4		1		3	1		14
介護老人保健施設													
社会復帰施設				1						1			2
社会福祉施設				3								1	4
教育関係機関		3						1		1			5
その他	4	8	3	12		4			3		1		35
計	14	17	6	21	1	14	1	14	7	10	2	2	109

## 2 関係機関の事業等への技術指導・援助（出張分）

他機関の主催する会議や研修会等の事業において、助言や講演等の技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

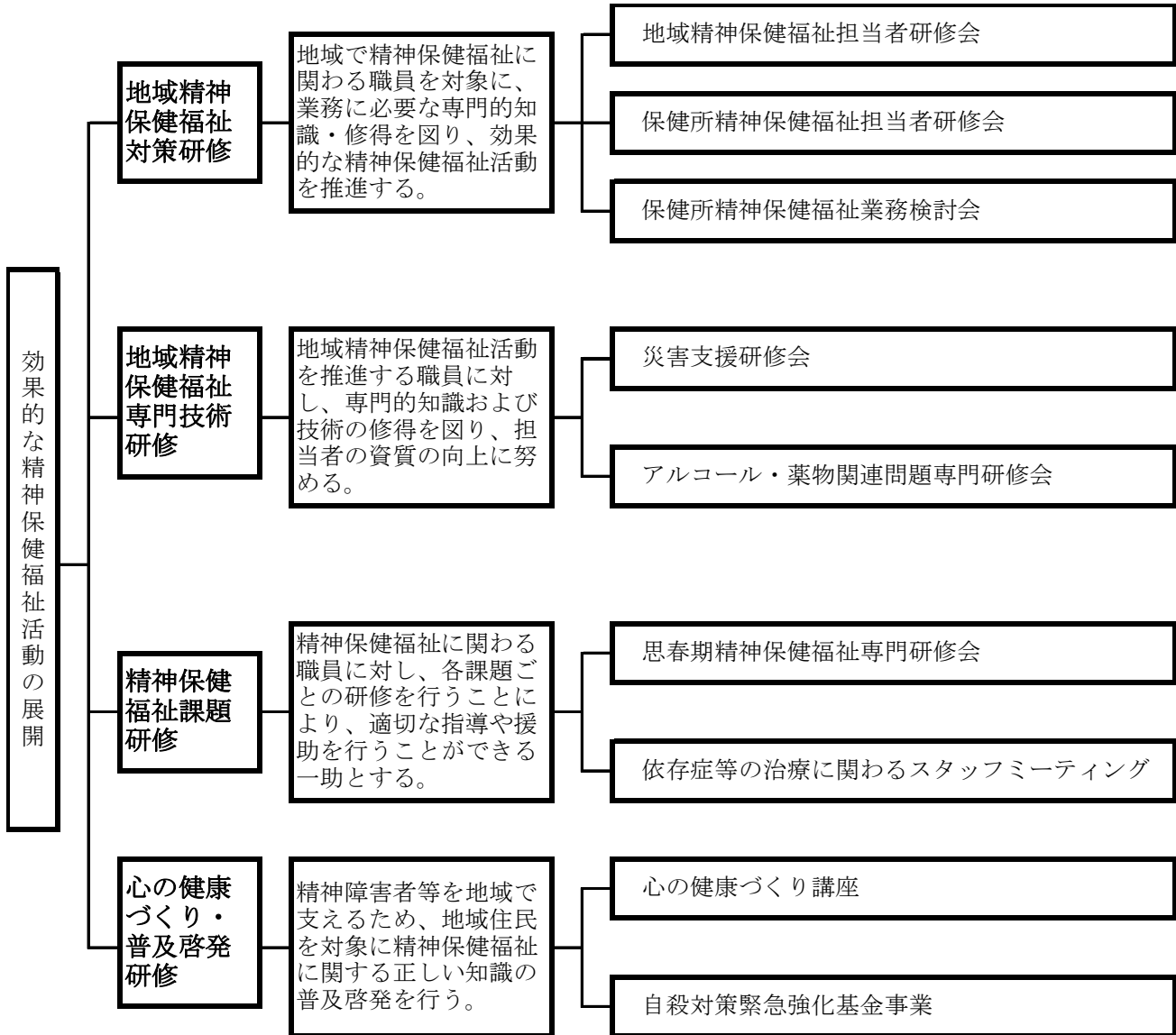
	技術指導・援助(関係機関事業 出張分)												
	一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ・うつ状態	ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	計
保健所	16			2	1						6		25
市町村					1	12					5		18
福祉事務所													
医療施設				1	1						9		11
介護老人保健施設													
社会復帰施設					7						1		8
社会福祉施設				1							1		2
教育関係機関		1											1
その他	9	1		28	3	15			5	1	10		72
計	25	2		32	13	27			5	1	32		137

### 3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。

研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

《センターが主催する研修体系図》



平成24年度 教育研修実施状況

○活動実績

事業名	業 務	研修会(講習会) ※対象者毎集計		
		件数 (回)	延日数	延参加者数
一 般 事 業		6	6	274
特定 相談 事業	思 春 期	3	3	226
	ア ル コ ー ル	7	7	363
薬 物				
社会復帰促進事業				
心の健康づくり推進事業		5	5	253
老人精神保健				
うつ・うつ状態				
ひきこもり				
発達障害				
自殺関連		27	27	1063
犯罪被害				
合 計		48	48	2179

	研修会(講習会)	
	延件数	参加延人数
保 健 所	2	32
市 町 村	16	545
福 祉 事 務 所		
医 療 施 設	11	536
介護老人保健施設		
社会復帰施設	1	11
社会福祉施設		
教育関係機関	2	141
そ の 他	16	914
計	48	2179

1 地域精神保健福祉対策研修

- (1) 地域精神保健福祉担当者研修会 (開催場所：5月10日(木) 玉名地域振興局)  
(開催場所：5月16日(水) 宇城地域振興局)

期 日	内 容	講 師	参加人数
5月10日 (木)	1 依存症について (ギャンブル依存症) 2 体験談及び自助グループについて 3 話しの聴き方 4 ひきこもりについて 5 施設紹介と活動報告 6 精神保健福祉全般 7 情報交換	桜が丘病院 院 長 赤木 健利 本人及び家族 精神保健福祉センター 保健師 村崎 文子 精神保健福祉センター 臨床心理士 北 千恵 たまな若者サポートステーション 施設長 畠本 靖子 精神保健福祉センター 所 長 児玉 修 圏域ごと	55
5月16日 (水)	1 精神保健福祉全般 2 ひきこもりについて 3 施設紹介と活動報告 4 依存症について (アルコール依存症) 5 体験談及び自助グループについて 6 話しの聴き方	精神保健福祉センター 所 長 児玉 修 精神保健福祉センター 臨床心理士 北 千恵 うき若者サポートステーション 施設長 福原 和美 益城病院 院 長 松永 哲夫 本人及び家族 精神保健福祉センター 臨床心理士 増永 郁理	60

	7 情報交換	圏域ごと	
--	--------	------	--

(2) 地域精神保健福祉担当者研修会 (パートⅡ) (開催場所: 1月9日 宇城地域振興局)  
(開催場所: 1月18日 玉名地域振興局)

期 日	内 容	講 師	参加人数
1月9日 (水)	1 精神科医療現場の経験で学んだこと～症状別のポイント～ 2 精神科の治療薬について 3 情報交換	熊本県こころの医療センター 作業療法士 緒方 敬三 熊本県こころの医療センター 薬剤師 加藤 利江	52
1月18日 (金)	1 精神科医療現場の経験で学んだこと～症状別のポイント～ 2 精神科の治療薬について 3 情報交換	熊本県こころの医療センター 作業療法士 緒方 敬三 熊本県こころの医療センター 薬剤師 加藤 利江	36

## 2 地域精神保健福祉専門技術研修

- (1) 災害支援研修会： (開催場所：精神保健福祉センター、阿蘇いこいの村、熊本県立大学)  
 熊本広域大水害の災害支援に関わる、県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関、社会復帰施設の  
 専門職職員及び教育関係者を対象に、災害時のこころのケアに関する知識の習得を目的に実施しま  
 した。

期 日	内 容	講 師	参加人数
7月30日 (月) 18:30~ 20:30	研修「災害時の遺族支援について」	熊本県精神保健福祉センター 職員	22
8月8日 (水) ① 10:30~ 12:00 ② 13:30~ 15:00	講演 「災害を経験した子どもたちへのサポ ート~こころの傷の予防と対応、自らをケ アしながら如何に子どもを守るか~」	ニキハーティホスピタル 仁木 啓介	96
2月18日 (月) 9:15~ 11:45	講演 「災害時の子どものこころのケア~トラ ウマケアの視点から~」	兵庫県こころのケアセンター 亀岡 智美	46
2月18日 (月) 13:30~ 16:45	報告 「熊本広域大水害における阿蘇市への支 援活動について」  講演 「災害時におけるこころのケア活動~平 常時の準備と初動期・中長期的な支援に ついて~」	阿蘇市職員 熊本県健康福祉政策課職員  久留米大学医学部精神神経科 前田 正治	91

- (2) アルコール・薬物関連問題専門研修会

(開催場所：市民会館崇城大学ホール、精神保健福祉センター)  
 県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員  
 等を対象に、多量飲酒問題の早期発見と適切な対応を学ぶことを目的として、アルコール関連問題  
 専門研修会として開催しました。平成24年度は自殺予防研修会と併せて行いました。また、多量  
 飲酒者への早期介入法（HAPPYプログラム）を習得するための研修会を開催しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
10月17日 (水) 13:30~16:30	講演 「多量飲酒問題の早期発見と適切 な対応」	独立行政法人国立病院機構肥前精神 医療センター  武藤 岳夫	141
12月14日 (金) 13:00~17:00	HAPPYプログラムの習得 (講義、ロールプレイ)	独立行政法人国立病院機構肥前精神 医療センター  武藤 岳夫	42

### 3 精神保健課題研修

#### (1) 思春期精神保健福祉専門研修会

県内の高校、中学校、小学校、特別支援学校、教育センターなどの教育機関の職員（担任・教育相談担当教諭・養護教諭等）、及び、保健医療福祉関係機関などの職員で、子どもの指導・相談援助などに直接携わる職員を対象に、思春期及び青年期の精神保健について専門的な知識や技術を学ぶ研修会を毎年夏期に開催しています。

期日・場所	内 容	講 師	参加人数
(1) 8月27日(月) 熊本県立大 学	<p>【講演会1】 「発達障害の基礎知識」 ○一人一人違う個性 ○当事者が語る子ども時代</p> <p>【講演会2】 「大人の当事者の現状から」 ○大人の当事者の生活・就労について ○二次障害について ○二次障害を防ぐためにできる支援</p>	<p>&lt;講師&gt; DDAC (NPO法人発達障害をもつ大人の会) 代表 広野 ゆい</p>	108
(2) 8月29日(水) 山鹿市鹿本 生涯学習・健 康センター 『ひだまり』	<p>【ワークショップ1】 「子どもをケアするおとなのための ストレスマネジメント」 ○からだに耳を澄ませてこころを ほぐす技術 ○短時間で芯から休息をとる方法</p> <p>【ワークショップ2】 「子どもが自分で楽しく取り組む ストレスマネジメント技術」 ○子どもが自分を知るためのからだ、 五感をケアしてすっきりあそぼう！ ○いのちの力を確かめよう！ 感 覚に気が付くヨーガ・エクサ サイズ</p>	<p>&lt;講師&gt; 子ども・カルチャーEducation 主宰 沖縄女子短期大学 伊藤 華野</p>	72
延べ参加者数			180

(2) 依存症の治療に関わっているスタッフミーティング

(開催場所：精神保健福祉センター)

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等依存症の治療に関わっているスタッフや他の関係機関スタッフを対象に、ミーティングを開催しました。

各医療機関の治療の状況に係る情報提供や研修会、自助グループとの交流などを通じ、スタッフの研修及び情報交換の場となっています。

No.	期 日	担当医療機関	内 容	参加人数
1	4月12日	県精神保健福祉センター	「熊本県自殺予防ゲートキーパー養成研修体験」	39
2	6月13日	酒井病院	「女性の依存症」体験発表、事例検討	43
3	8月9日	菊池有働病院	「アルコール依存症者に対する医療機関と地域支援者との連携について」事例検討、情報交換	38
4	10月11日	県立こころの医療センター	「経験から学ぶ～自助グループや他機関との連携事例～」情報交換、活動報告	34
5	2月13日	松田病院	「分かち合い」研修報告、グループワーク	26
延参加者数				180

4 心の健康づくり・普及啓発研修

(1) 心の健康づくり講座（電話カウンセラー等研修会）

心の健康づくり推進事業の一環として、電話相談にあたっているボランティアカウンセラーや、精神保健福祉ボランティア活動者を対象に、研修会を実施しました。

No.	期 日	開催場所	内 容	講 師	参加人数
1	1月17日 (木)	益城病院	○社会資源見学 地域活動支援センター「アントニオ」及び益城病院全体の業務について説明、視察	地域活動支援センター 「アントニオ」 スタッフ 2名	17
2	2月8日 (金)	精神保健福祉センター	○講話、DVD視聴、ロールプレイ 「ゲートキーパー養成研修」	・精神保健福祉センター職員 2名 ・外部講師2名	29
延参加者数					46

(2) 自殺対策緊急強化基金事業

①自殺関連問題相談支援研修会

(開催場所：県庁地下大会議室)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、各相談機関の職員等を対象に、自殺者の背景を知り、自殺に傾いた人にどのような対応をしていくかを具体的に学び適切な相談対応ができるよう支援することを目的として研修会を開催しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
6月29日 (金) 13:30~16:30	「自殺に傾いた人を支えるために ～悩んでいる人との向き合い方につ いて～」	向陽台病院 院長 中島 央	150

②自殺予防研修会

(開催場所；精神保健福祉センター、熊本県立大学大ホール、

市民会館崇城大学ホール、熊本市男女共同参画センターはあもに一大ホール等)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防対策を推進することを目的として研修会を開催しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
8月27日 (月)	講演 1) 発達障害の基礎知識 2) 大人の当事者の現状から	NPO法人 発達障害をもつ大人の会 代表 広野ゆい	108
8月29日 (水)	講演 1) 子どもをケアするおとなのための ストレスマネジメント 2) 子どもが自分で楽しく取り組む ストレスマネジメント技術	子ども・カルチャーEducathion主宰 沖縄女子短期大学講師 伊藤 華野	72
10月17日 (金)	講演 「多量飲酒問題の早期発見と適切な 対応」	国立肥前精神医療研究センター 医師 武藤 岳夫	141
11月2日 (金)	講演 「ギャンブル依存症について」 「当事者・家族からのメッセージ」 「多重債務相談の実際と支援につい て」	菊陽病院 医師 尾上 毅 ギャンブル依存症当事者及び家族 青山定聖相談事務所 弁護士 青山 定聖	119
12月14日 (金)	講演 「アルコール問題早期介入法研修会 ～HAPPYプログラム」	国立肥前精神医療研究センター 医師 武藤 岳夫	42



③遺族支援に関する研修会

(開催場所：ウエルパルクまもと)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等や一般県民を対象に、自死遺族（遺児）の現状や想いを理解し、地域での自死遺族支援への取組を推進し、遺族同士の交流を図ることを目的として講演会及び遺族交流会を開催しました。また、医療、教育、福祉、保健、行政等の職員を対象に、自死遺族（遺児）への理解を深め、適切な対応を学ぶことを目的としてワークショップを開催しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
11月29日 (木) 13:30~17:00	講演 「大切な人を自殺で亡くすとは ～自殺の現状と活動を通して～」	NPO法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩	77 (交流会 10)
11月30日 (金) 10:00~16:30	ワークショップ 遺族の体験談、グループワーク、講 義	NPO法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩	26

④ゲートキーパー養成研修

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員、精神保健福祉ボランティア等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的とした圏域主催のゲートキーパー養成研修に、当センターの研修パッケージを用いて、講師として当センター保健師、心理士や講師養成研修受講者の圏域スタッフと実施しました。

期 日	開 催 場 所	参加人数
4月24日 (火)	宇城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 宇城保健所	17
5月30日 (火)	水俣地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 水俣保健所	23
7月18日 (水)	天草地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 天草保健所	14
7月27日 (金)	長洲町主催自殺予防ゲートキーパー養成研修 長洲町役場	13
8月7日 (火)	人吉地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 人吉保健所	14
8月10日 (金)	阿蘇地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 阿蘇地域振興局	13
8月24日 (金)	有明地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 荒尾市洗心会在宅総合センター	15
9月7日 (金)	有明地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 玉名市文化センター	15
10月2日 (火)	上益城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 益城町役場	17
11月15日 (火)	菊池地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 合志市役所	16
12月13日 (火)	八代地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 八代市役所	16

12月20日（火）	八代地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 八代市役所	11
1月25日（水）	山鹿地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 山鹿保健所	11
2月8日（金）	こころの健康講座～ゲートキーパー養成研修～ 精神保健福祉センター	30

⑤ゲートキーパー研修（普及啓発）

期 日	開 催 場 所	参加人数
6月26日（木）	天草地域精神保健福祉連絡協議会 対象：保健・医療福祉関係、教育、警察、民生委員等	96
9月24日（月）	熊本県理容組合八代支部主催 ゲートキーパー研修	48
11月28日（水）	長洲町ゲートキーパー養成研修 長洲町主催 対象：民生委員	18
12月23日（木）	あさぎり町ゲートキーパー養成研修 あさぎり町主催 対象：介護予防サポーター等	40
1月25日（金）	産山村見守り関係者研修会 産山村主催 対象：民生委員等	30
2月4日（月） 2月7日（木）	消防署への研修 山鹿保健所主催	43
2月20日（水）	御船町健康づくり推進員研修 御船町主催 対象：健康づくり推進員	60
3月18日（月）	宇城市ゲートキーパー研修 宇城市主催 対象：宇城市職員、民生委員、商工会会員	40
3月21日（木）	玉東町ゲートキーパー研修 玉東町主催 対象：玉東町高齢者見守り関係者、民生委員	124
11月3日（土）	酒害相談員研修	50
12月10日（日）	里親研修	30
10月2日（火）	玉名地域振興局職員研修	110

⑥ゲートキーパー講師養成研修会

- ①当センターのゲートキーパー養成研修パッケージを活用し、圏域で開催する養成研修において、講師として一緒に実践できる人材を養成する
- ②内閣府作成のテキストとDVDを活用し、地域住民等を対象にゲートキーパー養成研修会を実施できる人材を養成する事を目的に講師養成研修を開催しました。

	参加者
10月12日（金）	27
2月1日（金）	31

## 4 普及啓発

県規模で一般住民に対し、さまざまな媒体を通して精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

### ○活動実績

事業名	業 務	普及啓発 (講習会・座談会等)	
		回数	参加者数
	一 般 事 業	5	55
特定相談事業	思 春 期		
	ア ル コ ー ル	12	20
	薬 物	37	85
	社 会 復 帰 促 進 事 業		
	心 の 健 康 づ くり 推 進 事 業	24	42
	老 人 精 神 保 健		
	う つ ・ う つ 状 態	10	41
	ひ き こ も り	53	483
	発 達 障 害		
	自 殺 関 連	8	104
	犯 罪 被 害		
	合 計	149	830

# 1 普及啓発

## (1) 地域住民、地域リーダー等への講習会等

No.	対 象	期 日	事 業 名	開催場所	啓発等内容	参加人数
1	保健医療福祉関係者等	11月29日	遺族支援に関する研修会	ウエルパルクまもと	講演会	77

## (2) 精神障害者（家族）に対する教室等（開催場所：精神保健福祉センター）

事 業 名	対 象	期 日	参加人数	啓発等内容
依存症 家族ミーティング	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症者の家族	4月20日	3	講 話 当事者の体験 談を聴く 意見交換
		5月18日	7	
		6月15日	5	
		7月20日	5	
		8月17日	2	
		9月21日	8	
		10月19日	5	
		11月16日	4	
		12月21日	6	
		1月18日	7	
		2月15日	6	
		3月15日	3	
デイケア家族教室	当センターのデイケア利用者の家族	6月22日	10	講 話 意見交換 施設見学
		8月24日	13	
		10月26日	11	
		12月17日	15	
		2月22日	6	
ひきこもり 家族セミナー（偶数月） 家族サロン（奇数月）	ひきこもりの子を持つ家族とひきこもり当事者（セミナーのみ当事者も参加）	4月18日	12	講 話 情報提供 体験発表 意見交換
		5月16日	5	
		6月20日	15	
		7月18日	8	
		8月15日	5	
		9月19日	5	
		10月17日	2	
		11月21日	2	
		12月19日	3	
		1月16日	3	
		2月20日	2	
		自死遺族グループミーティング「かたらんね」	自死遺族の方	
7月26日	4			
9月27日	3			
11月22日	2			
1月24日	4			
3月28日	4			

## 2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	発行日	普及啓発資料
1	11月5日	精神保健福祉センター所報 第35集（平成23年度活動実績） *平成16年度からホームページ掲載とし、印刷物は発行していません。
2	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気づき・つなぎ・見守る あなたのそばにあるSOS</li> <li>・ 大切な人を亡くした方へ</li> <li>・ 薬物依存症について</li> </ul> ※改訂版印刷増刷・配布。

## 3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期日	主催	名称	会場	参加人数
9月21日	精神保健福祉協会	第50回熊本県精神保健福祉大会	熊本県立劇場演劇ホール	950

## 4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。  
平成24年度の貸し出し状況については、以下のとおりです。

	種目	利用件数（延べ）
ビデオ DVD	一般精神保健福祉関係	24件
	アルコール関係	3件
	老人保健福祉関係	1件
	思春期保健福祉関係	1件
	薬物保健福祉関係	5件
	合計	33件

## 5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っていますが、このような複雑困難な事例に限らず、必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めています。

### 1 相談等の概要

#### (1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員（精神科医師、心理職）等で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

#### (2) 電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理しています。この他、職員も対応しています。（受付時間は9時から16時まで。）

### 2 相談等の実人員について（厚生労働省報告例による）

	来所		電話		
	実件数	延件数	新規延件数	継続延件数	計
1 一般	26	27	89	119	208
2 思春期	43	87	103	32	135
3 アルコール	7	7	43	8	51
4 薬物	6	7	28	1	29
5 社会復帰	33	35	13	15	28
6 心の健康づくり	152	571	724	2,935	3,659
7 老人精神保健	3	3	28	5	33
8 うつ・うつ状態	21	75	22	4	26
計	291	812	1,050	3,119	4,169

#### (1) 新規の来所相談等受付経路

##### 1) 経路（※どのようにして、当センターのことを知ったか）

	関係機関紹介	インターネット	知っていた	その他	不詳	計
男	39	18	68	10	12	147
女	44	10	67	14	9	144
計	83	28	135	24	21	291

2) 関係機関の紹介元の内訳 (※どのような機関から当センターを案内されたか)

	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	老人保健関係施設	社会復帰施設	社会福祉施設	教育関係機関	その他	計
男	1	3	1	8		3	2	4	17	39
女	3	6	0	9		2	2	8	14	44
計	4	9	1	17		5	4	12	31	83

(2) 来所相談の状況 (※相談内容の事業分類)

	実人員	一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ・うつ状態	計
男	147	17	26	4	4	17	246	1	13	328
女	144	10	61	3	3	18	325	2	62	484
計	291	27	87	7	7	35	571	3	75	812

(3) 電話相談の状況 (※当センターで電話相談を受けた数)

	電話相談延人員
男	1,559
女	2,008
計	3,567

(注)

- 実人員 (平成 24 年度中の相談を行った被指導等実人員を計上。前年度から引き続きの者を含む)
- 新規来所者の受付経路は、主たる経路を示す。(重複なし)
- 相談の延人員 (1 回の相談は主な相談内容毎に集計し、相談の延回数を延人員として計上)

3 新規来所相談者の分類 (※) 新規に当センターに相談のために来所した者の状況

(1) 相談者の年齢状況

	0~5 歳	6~12 歳	13~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60 歳以上	不詳	計
男			22	43	40	21	14	6	1	147
女		1	29	29	28	27	13	11	6	144
計		1	51	72	68	48	27	17	7	291

(2) 相談者の住所地 (※管轄する保健所ごとに分類)

	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	70	11	1	27	7	7	6	3	1	1	8	4	1	147
女	68	14	2	22	9	8	9	2			2	5	3	144
計	138	25	3	49	16	15	15	5	1	1	10	9	4	291

(3) 月別の来所状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
男	45	14	14	16	10	9	5	3	5	9	11	6	147
女	48	16	11	16	10	7	4	5	3	3	14	7	144
計	93	30	25	32	20	16	9	8	8	12	25	13	291

(4) 医師の診断による分類 (ICD-10)  
来所相談実人員のうち、医師の診断分類内訳

	診 断 分 類	男	女	計
F0	症状性を含む器質性精神障害			
F1	精神作用物質による精神および行動の障害			
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	1	1	2
F3	気分(感情)障害	3	3	6
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	6	4	10
F5	生理的障害および身体的要因による関連した行動症候群			
F6	成人の人格および行動の障害		1	1
F7	精神遅滞			
F8	心理的発達の障害	1		1
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および特定不能の精神障害	2	2	4
F10	その他、診断保留			
		13	11	24

4 来所相談延人員の分類 (※新規及び継続の来所相談者を合計した状況)

(1) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	49	36	37	28	23	26	18	14	19	22	38	18	328
女	52	51	39	42	33	49	37	32	35	31	47	36	484
計	101	87	76	70	56	75	55	46	54	53	85	54	812

(2) 主な相談内容

精神疾患・障害の相談	依存・食行動の問題	思春期相談	家族関係の問題	対人関係の問題	心の健康の問題	福祉・社会復帰等の問題	その他	計
240	28	74	115	23	230	74	28	812

(3) 延べ処理状況

インテーク	助言指導	医学的指導	社会資源紹介	保健医療福祉情報提供	来所予約	その他	計
216	758	25	106	25	492	4	1,626



## 5 電話相談

(1) 月別の延べ相談件数 (注) 1回の電話を1件の相談とする

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	63	92	83	109	97	115	125	79	59	103	67	49	1,041
継続	229	228	234	211	215	187	230	234	204	198	222	134	2,526
計	292	320	317	320	312	302	355	313	263	301	289	183	3,567

(2) 新規相談：月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	19	36	34	46	57	54	54	26	32	53	32	26	469
女	44	56	49	63	40	61	71	53	27	50	35	23	572
計	63	92	83	109	97	115	125	79	59	103	67	49	1,041

(3) 新規相談：相談者の年齢状況

	0～5歳	6～12歳	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳	計
男		12	45	65	100	54	30	28	135	469
女		11	42	74	77	85	59	51	173	572
計		23	87	139	177	139	89	79	308	1,041

(4) 新規相談：相談者の受付経路の状況 (※どのようにして、当センターのことを知ったか)

保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	関係老人施設保健	社会福祉施設	社会福祉施設	教育関係	その他	不詳	インターネット	知っていた	その他	不詳	合計
4	9		25		2	7	7	25		29	73	41	247	469
7	12		28		1	7	10	22		46	107	54	278	572
11	21		53		3	14	17	47		75	180	95	525	1,041

(5) 新規相談：主たる相談内容別の件数

精神疾患・障害の相談	依存・食行動の問題	思春期問題	家族関係の問題	対人関係の問題	心の健康の問題	福祉、社会復帰等	その他	計
375	113	49	93	47	188	164	12	1,041

(6) 新規相談：相談者別

相談者	本人	父	母	配偶者	子	兄弟姉妹	親戚	その他	不詳	計
男	217	27	108	24	17	25	13	34	4	469
女	372	12	82	19	23	12	8	39	5	572
計	589	39	190	43	40	37	21	73	9	1,041

(7) 新規相談：(※相談内容の事業分類)

	一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ・うつ状態	計
男	42	55	30	15	9	297	11	10	469
女	44	48	13	13	4	422	17	11	572
計	86	103	43	28	13	719	28	21	1,041

## 6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

### ○ 活動実績（厚生労働省報告例による）

事業名	業務		組織育成 (支援)
			延件数
一般事業			13
特定相談 事業	思春期		
	アルコール		22
薬物			26
社会復帰促進事業			
心の健康づくり推進事業			1
老人精神保健			
うつ・うつ状態			
ひきこもり			43
発達障害			
自殺関連			
犯罪被害			
合計			105

	組織育成							計
	患者会	家族会	断酒会等	職親会	ボランティア会	精神保健福祉協会	その他	
支援件数	69	24	12	-	-	-	-	105

### 1 精神障がい者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年9月に5つの病院家族会から出発した。平成2年7月には社団法人化され、平成25年4月に一般社団法人に移行し、現在は「一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会」となっています。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

No.	関係組織	期日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者福祉会連合会	6月6日	第42回熊本県精神障がい者家族大会	来賓 開催支援	600
2	〃	10月25日	第19回ふれあいピック	開催支援	1,237

### 2 当事者及び家族グループ

#### (1) 精神障害者グループ

社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動されている。アクションフォーラムに参加されているので、活動の支援を実施、各地域で保健所を中心とした活動を実施される場合には、情報交換等を行っている。

(2) 断酒会・AA

熊本県断酒友の会・支部月例会・家族例会・院内ミーティング（精神科医療機関）に酒害相談員を派遣し、断酒会などの育成援助を行っています。

AAは、県下に5グループ(7会場)ありミーティングが開かれています。当センターでは、オープンミーティングの開催を関係機関に周知するなど、組織の育成の援助を行っています。

また、家族（アラノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

(3) ギャンブル依存症・薬物依存症

OGAは、県下に3グループ（6会場）ありミーティングが開かれています。

また、家族（ギヤマノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

ONAは、1会場でミーティングが開かれています。

また、家族（ナラノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	県断酒友の会	6月10日	熊本県断酒友の会創立43周年記念大会	スピーチ	329
2	県断酒友の会	11月3日	九州ブロック酒害相談研修講座	講師	40
3	AA	6月30日	第24回AA九州・沖縄地域ラウンドアップin熊本	パネルディスカッション	220
4	AA	9月2日	第22回AA熊本地区オープンスピーカーズミーティング	スピーチ	150
5	アディクションフォーラム実行委員会	6月～10月 まで月1回 計5回	熊本アディクションフォーラム 実行委員会	事務局	延 98
		9月23日	第12回熊本アディクションフォーラム	助言、協力 開催支援	317

(4) DV被害者グループミーティング“ひまわり会”

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを平成16年4月から開催しています。（平成24年度は、月に1回開催）

当事者が、自由に語り合う場ですが、二次被害を防ぐため、臨床心理士がファシリテーターを務めています。

平成24年度の参加者総数は、のべ25名でした。

(5) 女性のためのストレスケアサロン“たんぽぽ”

うつ、PTSD、対人不安、抑うつ状態などを抱えた方、また、何らかのストレスフルな生活を送り、セルフケアの機会が持てない方のために、心身の負担や症状の軽減に有効な自分自身のケアの方法を探る機会を提供することを目的に開設しました。ヨーガや呼吸法、リラクゼーションなどの体験を小グループで共有し、他者との交流を通して、対人不安への軽減なども目指します。スタッフは、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士が担当し、支援者の実習も受け入れています。

平成24年度は、6月から月1回開催し、参加者総数は、のべ41名でした。

(6) ひきこもりの本人の自助グループ

精神保健福祉センターのひきこもり本人の集いに参加しているメンバーを対象に、つながる場、安心して過ごせる場として、平成23年9月から週に1回自助グループを始められました。おしゃべり・ゲームなど、思い思いに過ごしつつ、互いのつながりを深めておられます。精神保健福祉センターは、会場の提供と運営への助言を行っています。平成24年度参加者総数は、のべ171名でした。

### 3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所ボランティア活動が展開されています。

### 4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展示事業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。

当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

### 5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本アルコール関連問題学会	6月20日	第1回理事会	事務局補佐	18
		12月3日	第28回熊本アルコール関連問題学会	事務局補佐	96
		2月6日	第2回理事会	事務局補佐	22
2	熊本DARC	6月13日	熊本DARCを支援する会理事会	会議出席	15
		6月13日	熊本DARC理事会	会議出席	15
		2月20日	熊本DARCを支援する会理事会	会議出席	15
		2月20日	熊本DARC理事会	会議出席	15
3	くまもと若者支援者連絡会（ひきこもりの支援機関）	5月18日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	8
		7月20日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	7
		9月21日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	9
		11月16日	「ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	9
		1月18日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	7
4	熊本精神科リハビリテーション研究会	6月12日	運営委員会	事務局窓口運営	8
		6月25日	運営委員会	事務局窓口運営	6
		7月2日	運営委員会	事務局窓口運営	8
		7月2日	理事会	事務局窓口運営	13
		9月14日	運営委員会	事務局窓口運営	8
		12月5日	運営委員会	事務局窓口運営	7
		12月8日	第29回熊本精神科リハビリテーション研究会	事務局窓口運営	157

## 7 精神障害者の社会復帰に関する事業

### 1. デイケア事業

昭和47年のセンター開設当初から、調査研究事業の一環として取り組んできました。

デイケアでは、個別的な相談援助・指導を行うとともに話し合いやスポーツ、レクリエーション、SST（社会生活技能訓練）等のいろいろな集団活動を通して、対人関係の改善や自発性、協調性、持続性等の促進を図り、また基本的な生活習慣の確立、社会性の広がりなどをもたらすことで、社会生活適応への援助を行なってきましたが、平成25年3月をもって終了することとなりました。

#### (1) デイケア運営要領

##### i) 目的

精神障害者の個別的な問題を整理し、社会生活の適応性（協調性、持続性、生産性、自立性など）を高めるために、個人指導、援助、集団指導、社会活動を計画的に行い、社会復帰を促す。

##### ii) 対象者

精神保健福祉法上の規定による精神障害者で、社会復帰をめざしており、原則として通院治療を受けている者。

##### iii) 実施方法

①計画的にプログラムを編成して実施。（月・金）

②通所者が自主的に活動して利用。（火・木）

##### iv) 利用期間

メンバーシップ制とし、有効期限を年度末日とする。（メンバーズカード発行）

必要に応じて継続することができるが、年度毎に所定の手続きを必要とする。

#### (2) 平成24年度実施状況

平成24年度の実施状況は以下のとおりです。

デイケア開催日数は174日で延べ通所者数は2,086人、一日平均の通所者数は、12.0人でした。

#### (3) 通所者の状況

表1 デイケア通所者

区分	実人員	延人員
男	12	735
女	15	1,351
合計	27	2,086

(人)

\* デイケア通所者には、見学者の人員数を除く

\* 新規利用者；当センターのデイケアを初めて利用する者（見学者の人員数含む）

表2 プログラムの参加状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プログラム開催日数(日)	8	16	17	17	12	15	17	17	12	14	15	14	174
プログラム数(回)	16	32	34	34	24	30	34	34	24	28	30	28	348
参加者実人数(人)	19	23	19	22	17	21	18	17	18	18	14	18	224
*見学・新規通所者(人)	2	3	3	3	1								12
通所者延人数(人)	112	243	185	192	128	167	218	238	163	152	138	150	2,086

(4) 新規利用者

表1 新規利用者の年代別区分

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
男		1	1	2	2	
女			2	4		
合計		1	3	6	2	

表2 新規利用者の来所経路

来所経路	実人員	詳細
主治医の紹介	4	
その他	8	知人の紹介、インターネット

(人)

(5) 週間プログラムの基本型

	月	火	木	金
9:30	朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい
9:50	ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操
10:00	コミュニケーション教室 (SST/月1回)	自主活動 国語研究 クロスワードパズル ぬり絵、ペン習字など	レクリエーション 大双六、連想ゲーム、室内 ポーツ など	美容・健康プログラム /料理  (最終週) 大掃除 茶話会/月の反省
12:00	昼食	昼食	昼食	昼食
13:00	心の健康作り /話し合い  翌月のプログラム作り 認知行動療法(月1回)	自主活動	趣味・教養 読書、書道、音楽鑑賞、 茶道など	スポーツ レクリエーション ピアカウンセリング
14:30	ミーティング・掃除	ミーティング・掃除	ミーティング・掃除	ミーティング・掃除
15:30	(退所)	(退所)	(退所)	(退所)
16:00				
スタッフ	生活指導員2人 保健師1人	生活指導員2人 保健師1人	生活指導員1人 保健師1人	生活指導員2人 保健師1人

※生活技能訓練 (SST)

社会生活において他者とのコミュニケーションのとり方が不得手な統合失調症を中心とした精神障害者に対し、実生活上の具体的な対人接触のトレーニングを行なうことで、生活技能を高めることを通じて再発の防止を図り、生活の質を高めることを目的としたものです。



<特別プログラム>

平成24年	5月25日	歓迎遠足（熊本市動植物園）	7人参加	
	6月8日	ワークセンターやまびこ見学	4人参加	
	7月2日	七夕飾り	7人参加	
	8月31日	地域活動支援センターウィズ見学	6人参加	
	9月14日	熊本市博物館見学	8人参加	
	10月19日	ゴースロー見学	7人参加	
	11月5日	熊本市こころの健康センター見学	9人参加	
	11月9日	1日旅行（神園山荘）	9人参加	
	11月12日	熊本きぼう生活支援センター見学	9人参加	
	11月19日	地域活動支援センターこころ・ 地域活動支援センターなでしこ見学	9人参加 9人参加	
	11月26日	地域活動支援センターウィズ見学	9人参加	
	平成25年	12月3日	地域活動支援センターアシスト見学	14人参加
		12月17日	クリスマス会	8人参加
1月7日		初詣（白鬚神社）	6人参加	
1月18日		グランパ・障害者職業センター見学	5人参加	
2月22日		あかねの里見学	7人参加	
3月8日		植木市見学	17人参加	
3月25日		お別れ会		

(6) 関係機関職員、学生等への研修・実習の場面提供(再掲)

平成24年度中のデイケア研修・実習者は以下のとおりです。

研修者・実習者	実人数	実日数	備考
熊本大学医学部保健学科	6	2	
合計	6	2	

## 8 アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「I. アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施しています。

### 1 事業の内容

- (1) アルコール関連問題相談
- (2) アルコール（薬物）関連問題対策懇話会
- (3) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング
- (4) 依存症家族ミーティング
- (5) 酒害相談員活動

### 2 事業実績

- (1) アルコール関連問題相談指導

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、以下のとおりです。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新来	2		4							1			7
	再来													
	小計	2		4							1			7
電話	新規	2	3	5	7	8	1	2	6	2	2	3	2	43
	継続	1						3			1	2	1	8
	小計	3	3	5	7	8	1	5	6	2	3	5	3	51
合計		5	3	9	7	8	1	5	6	2	4	5	3	58

- (2) アルコール（薬物）関連問題対策懇話会

アルコール関連問題に携わっている医療機関、法務司法、福祉、その他の関係機関の相互理解と連携を深め、事業を総合的に推進することを目的として開催しています。平成24年度は研修会として実施しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
10月17日（水） 13:30~16:30	講演 「多量飲酒問題の早期発見と適切な対応」	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター 武藤 岳夫	141
12月14日（金） 13:00~17:00	HAPPYプログラムの習得 （講義、ロールプレイ）	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター 武藤 岳夫	42

- (3) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）  
 関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。  
 平成24年度は20機関の参加がありました。

4月	6月	8月	10月	2月	計
28	41	38	34	26	167
11	2				13
39	43	38	34	26	180

- (4) 依存症家族ミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する正しい知識をまず家族が持つこと、家族同士が苦労や悩みを語るにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年1月からアルコール家族教室を開催しました。

平成6年度からは名称をアルコール家族ミーティングと変更し自由な参加形式をとっており、毎月第3金曜日の午後開催しています。

平成23年度より、アルコールのみでなく、薬物やギャンブル等の家族にも対象を拡大しました。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アルコール	3	3	4	1	1	1	1	2	1	1	2		39
薬物		3	1	3	1	4	1	1	3	4	1	2	24
ギャンブル						3	3	1	2	2	3	1	15
その他		1		1									2
計(人)	3	7	5	5	2	8	5	4	6	7	6	3	80

- (5) 酒害相談員活動

昭和50年から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいます。

平成24年度は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い実施しました。また、地区断酒会の強化を図るため、重点地区へ酒害相談員が参加・助言を行いました。

1) 断酒会等自助グループの育成指導

No.	支部名	期日	参加者
1	菊池支部月例会	2月2日	4人
2	矢部支部月例会	3月9日	6人

2) 各病院院内ミーティング等の育成の援助

No.	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
1	あおば病院	1回	アルコール症院内ミーティング	9人
2	菊池有働病院	1回	〃	16人
3	くまもと心療病院	1回	〃	6人
4	向陽台病院	1回	〃	9人
5	酒井病院	2回	〃	9人
6	城ヶ崎病院	2回	〃	16人
7	松田病院	2回	〃	17人
8	明生病院	1回	〃	8人
9	八代更生病院	1回	〃	46人
10	吉田病院	1回	〃	26人
合計		12回		162人

## 9 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

### 1 事業の内容

思春期・青年期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対策事業を実施しています。

平成24年度の事業は次のとおりです。

- (1) 思春期精神保健対策専門研修会の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設
- (3) ひきこもり家族セミナーの開催及びひきこもり本人の集いの実施
- (4) ひきこもり個別相談窓口の開設

### 2 事業の実績

- (1) 思春期精神保健対策専門研修会（「教育研修」の項に研修内容を掲示）

教育・医療・福祉・行政機関において、思春期・青年期の子ども・若者に対応する職員等を対象に、思春期・青年期に起こりうる様々な問題に対処できるよう研修会を開催しています。

平成24年度は8月27日、8月29日の2日間開催し、参加者はのべ180名でした。

- (2) 思春期精神保健相談（再掲）

平成24年度も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、自傷行為、ひきこもり、家庭内暴力等の相談にあたっています。平成24年12月～は、さらに、若者の相談体制を強化するため、相談員を増員しました。

相談件数は下表のとおりです。

区分 新・継 男・女		月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
		新規	継続	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
来所	新規	男		7		1	2	2	3					3	1	19	
		女		5		4	3	1	2	1		1		4	3	24	
		計		12		5	5	3	5	1		1		7	4	43	
	継続	男		1		1	1	1	1	1						1	7
		女		1	6	4	4	3	6	4	3	1	3			2	37
		計		2	6	5	5	4	7	5	3	1	3			3	44
計			14	6	10	10	7	12	6	3	2	3	7	7	87		
電話	新規	男		3	3	6	9	7	5	8	2	2	4	3	3	55	
		女		1	8	6	2	6	5	7	4	2	3	3	1	48	
		計		4	11	12	11	13	10	15	6	4	7	6	4	103	
	継続	男				1			3			1	2	5		12	
		女			3	4	1	3	1	1	2	1	1	1	2	20	
		計			3	5	1	3	4	1	2	2	3	6	2	32	
計			4	14	17	12	16	14	16	8	6	10	12	6	135		
合計			18	20	27	22	23	26	22	11	8	13	19	13	222		

(3) ひきこもりに関する取り組み

1) 「ひきこもり本人の集い」の開催

ひきこもり本人の居場所を自宅外に設け、落ち着いた雰囲気での話し合いや仲間作りを促すなど、本人の社会参加の一助となることを目的に、ひきこもり本人を対象としたデイケアを平成13年6月から実施しています。平成23年度より名称を「ひきこもり本人の集い」から「ひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース C o C o”」に変更しました。

毎月第1・2・3水曜日午後開催しています。(平成25年度は、毎週水曜日・金曜日の午後開催予定。)

<プログラム内容>

- 所内活動：卓球、カードゲーム、おしゃべり会、大人のぬり絵、おやつ作りなど
- 所外活動：ボーリング、バドミントン、カフェめぐり、公園散策、花見、1日旅行など
- 精神科デイケアとの合同プログラム、施設見学等

<月別参加者数(人)>

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者	23	46	36	36	29	36	45	45	33	21	38	33	421

2) 「ひきこもり家族セミナー」「家族サロン」の開催 (平均参加者9.1人)

平成12年11月にスタートした「ひきこもり家族セミナー」は、家族がひきこもりについての理解を深めたり、同じ立場の家族と不安や葛藤、様々な気持ちを共有し、孤立感を癒す等、家族同志の交流を通して、家族自身の健康増進につながることも目的としています。

(平成24年度の話題提供)

回	日 程	題 目
1	4月18日	「本人の気持ちを理解しよう」「毎日の暮らしを支えよう」
2	5月16日	* 家族サロン
3	6月19日	「”視野を広げよう”( *うき若者サポートステーション見学)」
4	7月18日	* 家族サロン
5	8月15日	「身体も心もリフレッシュ～なんさま一息つこう」
6	9月19日	* 家族サロン
7	10月17日	「”視野を広げよう”( *たまな若者サポートステーション見学)」
8	11月21日	* 家族サロン
9	12月19日	「家族間コミュニケーション～ちよつとひと工夫」
10	1月16日	* 家族サロン
11	2月20日	「ご本人の体験談を聞いてみよう」

<月別参加者数(人)>

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
参加者	12	5	15	8	5	5	2	2	3	3	2	62

3) 「ひきこもり個別相談窓口」の開設

平成23年度より、ひきこもり本人または、家族のための個別相談窓口を開設いたしました。月に2回開設日を設け、臨床心理士、保健師、精神保健福祉相談員が予約制で、対応しています。

個別相談後に、本人の集いや家族セミナーをご案内したり、医師への相談及び関係機関へのつなぎやその他の社会資源の情報提供を行ったりしています。

平成24年度は、新規相談51件、継続相談113件、計164件でした。

## 10 DV対策支援事業

全国的にDV（配偶者等からの暴力）が大きな社会問題になり、本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に寄せられるDVに関する相談件数も年々増加しているという状況のなかで、本県に於いても「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、人権意識高揚のための教育・啓発や、被害者の相談から自立支援までの取り組みなどを総合的かつ効果的に進めているところです。

前述の基本計画に基づき、精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために（１）DV被害者のカウンセリング及び（２）DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで（３）DV加害者カウンセリングを行っています。

### 1 事業の内容

#### （１）DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取りもどし、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

#### （２）DV被害者グループミーティング

平成16年4月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。\*平成24年度は、毎月1回（第3木曜日13:30～15:30）開催し、同じ経験をした仲間とのエンパワメントにより、被害からの回復が少しでも促進されることが、大きな目的となります。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。

#### （３）DV加害者カウンセリング

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められています。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師や臨床心理士が担当し加害者カウンセリングを行っています。

### 2 事業の実績

#### （１）DV関係精神保健相談

区分 新・継 男・女		月													計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
来所	新規	男	1	1			1				1		1		5
		女	1	2		3	1						1		8
		計	2	3		3	2				1		2		13
	継続	男						2			1	1	1		5
		女		2		1	1		4	3	6	4	9	6	36
		計		2		1	1	2	4	3	7	5	10	6	41
計		2	5		4	3	2	4	3	8	5	12	6	54	
電話	新規	男					1		1					2	
		女	1	1	2	2	1	1	5	1		2		17	
		計	1	1	2	2	2	1	6	1		2		1	19
	継続	男									1				1
		女				3	1	1	1	1					7
		計				3	1	1	1	1	1				8
計		1	1	2	5	3	2	7	2	1	2		1	27	
合計			3	6	2	9	6	4	11	5	9	7	12	7	81

#### （２）DV被害者グループミーティング

（月別参加者数）

（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	3	3	1	2	1	3	2	1	2	2	2	3	25

## 1 1 心の健康づくり推進事業

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・活動である。社会の変化は著しく、ストレスが増大しています。しかし、ストレスを緩和するためには重要な役割を果たす家庭や職場等が十分に機能していない面があります。様々な形で「心の不健康」「心の病気」が現代社会の家庭・職場等で広がってきています。当センターでは国の指導に基づき、事業の推進に取り組んでいるところです。

### 1 事業の内容

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・増進を目的としています。当センターでは、昭和60年から同事業に取り組んできたところです。

### 2 事業の実績

「心の健康づくり講座」研修会（「教育研修」の項に研修内容を掲載）

心の健康づくり推進事業の一環としてボランティア活動を行っている電話カウンセラーと、精神保健福祉ボランティアを対象に、知識や技術の習得及び県民への啓発を目的として、定期的な研修会を実施しています。平成24年度は2回、延べ46人の参加がありました。



## 1.2 薬物関連問題対策事業

薬物関連問題については、電話相談及び来所による専門医の相談をはじめ、リハビリ施設である熊本DARC及び自助グループとの連携を図り本人及び家族への対応を行っています。

また、薬物関連問題に携わっている医療機関、その他の関係機関の職員を対象とした専門研修を行っています。

### (1) 薬物関連問題相談

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新来				2	1		1		1	1			6
	再来					1								1
	小計				2	2		1		1	1			7
電話	新規	1	3	2	2	1	3	4	1	5	3	2	1	28
	継続							1						1
	小計	1	3	2	2	1	3	5	1	5	3	2	1	29
合計		1	3	2	4	3	3	6	1	6	4	2	1	36

### (2) 薬物関連問題対策懇話会（薬物依存回復支援研修会として実施）

薬物関連問題に携わっている医療機関、法務司法、福祉、その他の関係機関の相互理解と連携を深め、事業を総合的に推進することを目的として開催しています。平成24年度は研修会として実施しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
10月17日（水） 13:30~16:30	講演 「多量飲酒問題の早期発見と適切な対応」	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター  武藤 岳夫	141
12月14日（金） 13:00~17:00	HAPPYプログラムの習得 （講義、ロールプレイ）	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター  武藤 岳夫	42

### (3) 熊本県版依存症回復支援プログラム（KUMARPP）

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を元にテキストを作成し、熊本DARCのメンバーに協力いただき、2クール（1クール10回のセッションで構成）実施しました。併せて、関係者にプログラムの内容や雰囲気を知ってもらうため、別枠で模擬セッション（番外編）を実施しました。番外編は3回実施し、延べ13名が参加しました。

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	計
1クール	5	5	6		1	3	1	1	1	1	24
2クール	5	4	4	2	2	2	2	1	1	1	24

(4) 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所との連携を強化しました。具体的には、熊本保護観察所の事業への協力等を行いました。

期 日	内 容	参加人数
6月29日	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協議会（関係機関として出席）	12
8月23日	矯正施設に収容されている方の引受人会（講師として出席）	16
10月24日	上益城地区保護司第3期定例研修会（講師として出席）	45
11月1日	熊本市西区保護司第3期定例研修会（講師として出席）	35
11月28日	玉名地区保護司第3期定例研修会（講師として出席）	35
12月3日	八代地区保護司第3期定例研修会（講師として出席）	60
12月17日	宇城地区保護司第3期定例研修会（講師として出席）	60
2月13日	熊本市北区保護司第3期定例研修会（講師として出席）	45
2月14日	矯正施設に収容されている方の引受人会（講師として出席）	32
2月25日	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協議会（関係機関として出席）	12
3月5日	保護観察少年の保護者会（講師として出席）	9
3月28日	覚せい剤事犯者処遇プログラム（講師として出席）	2

### 1 3 自殺対策推進事業

全国の自殺者が3万人を越え、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景（年齢層、性別、産業構造等）に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成19年度から3カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談 等を行っています。

また、平成21年度から内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」の取組として、①ゲートキーパー養成研修 ②自殺関連問題相談支援研修 を追加し地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めています。

#### (1) 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会（「教育研修」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催しました。

#### (2) 自死遺族グループミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲載）

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度から奇数月の第4木曜日に開催しています。

#### (3) 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の心理士が相談にあたっています。

（偶数月：第2、4木曜日、奇数月：第2木曜日）

#### (4) 自殺予防週間 ～九州沖縄・一斉電話相談～

9月10日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、九州ブロックで共通の相談期間を設け、午前9時から午後9時の電話相談を実施しました。テレビ、新聞等のマスコミに取り上げてもらうことで、より多くの方々に関心を持っていただく機会となりました。

（相談件数 126件 → 次ページに相談理由を記載）

#### (5) ゲートキーパー養成研修（「教育研修」の項に詳細を掲載）

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員、精神保健福祉ボランティア等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催しました。

#### (6) 自殺関連問題相談支援研修会（「教育研修」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、各相談機関の職員等を対象に、自殺者の背景を知り、自殺に傾いた人にどのような対応をしていくかを具体的に学び適切な相談対応ができるよう支援することを目的として研修会を開催しました。

(参考：自殺予防 ～九州沖縄一斉電話相談～における相談理由)

相談理由（複数回答）	件数
1 気分の落ち込み	29
2 不安が強い・こだわりが強い	15
3 「死にたい(死んだ方が楽だと考える)」 （自殺をほのめかす）	7
4 家族関係の悩み・ストレス	28
5 職場関係の悩み・ストレス	5
6 その他人間関係の悩み・ストレス	15
7 介護疲れ	2
8 育児の疲れ	0
9 現在治療中の病気に関する事	15
10 飲酒に伴う問題	0
11 ギャンブルに伴う問題	3
12 就業に関する事(仕事がない、リストラ等)	3
13 経済問題(収入がない)	3
14 多重債務	0
15 家族、友人の死に関する事（自責の念、後追い等含む）	1
16 その他	26
計	153
(再掲:精神科通院中の者)	50
(再掲)自殺関係の相談件数	1

## 1 4 熊本広域大災害に係る保健医療支援活動

本県においては、平成24年7月12日未明から、これまで経験したことがない大雨にみまわれ、死者23人、行方不明者2人、住家の全壊169棟、床上浸水544棟（平成24年11月22日10時現在）等の甚大な被害が発生いたしました。

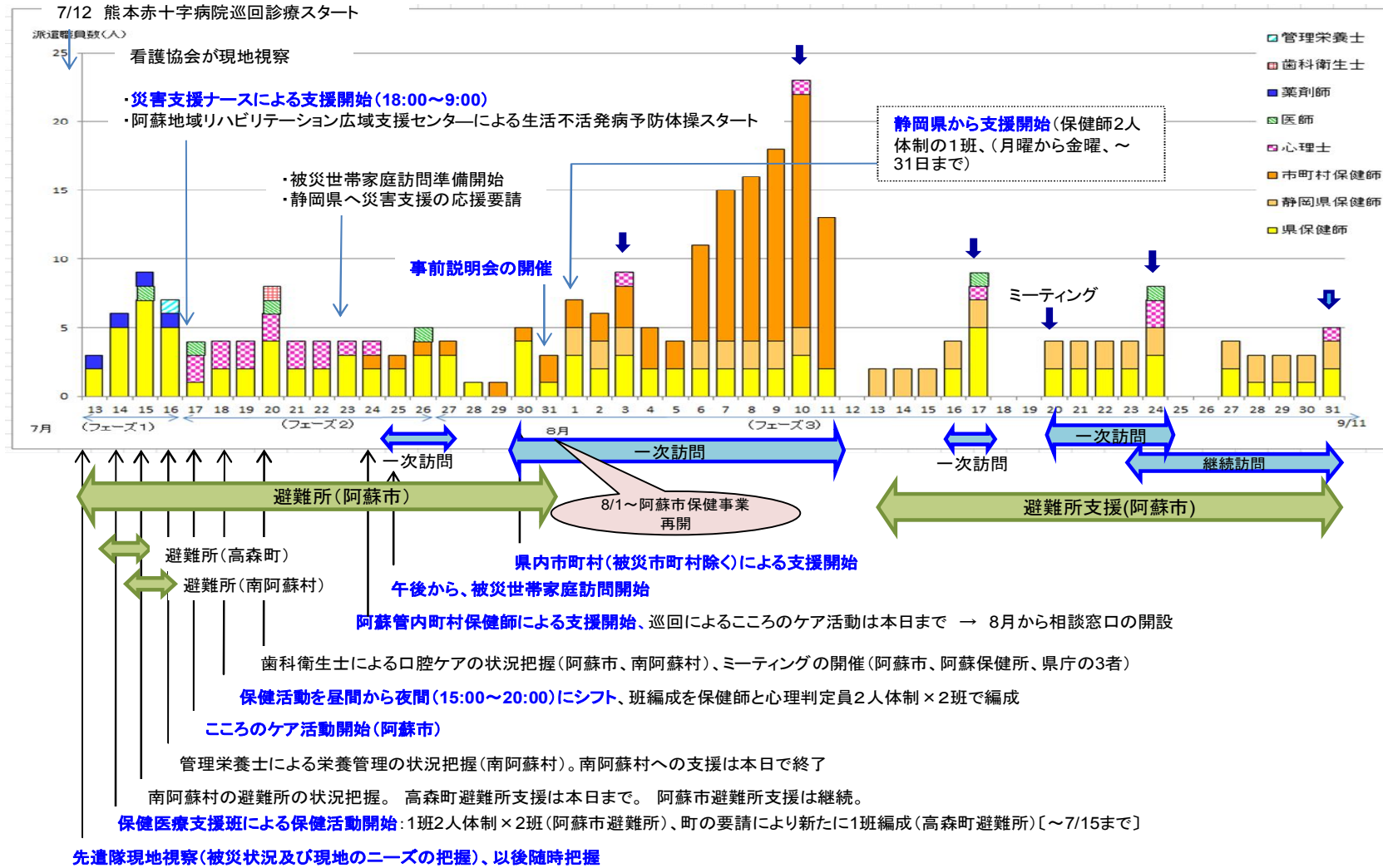
発災後5日目（7月17日）以降、精神科医師及び臨床心理士により、こころのケアを開始。発災後12日目（7月24日）まで、阿蘇市の各避難所を中心に、県心理判定員を派遣し、保健医療支援班の一員として、被災者へのケアにあたりました。これ以後は、8月の毎週金曜日に、阿蘇市保健センターに心理判定員1名が待機し、被災者の相談や家庭訪問を行いました。また、8月の毎週金曜日に、県庁、阿蘇保健所、阿蘇市、精神保健福祉センター4者によるミーティングを実施。保健師、心理士、精神科医師、事務職等、多職種により支援状況の確認と支援の方向性の調整を行いました。

また、精神保健福祉センターの主催（県教育委員会共催）により、8月8日に午前、午後の2回、阿蘇地域で子どもに関わる教育・医療・福祉関係者向けに講演会を開催しました。参加者は、94名でした。

※精神保健福祉センター職員の応援状況は下記のとおりです。

月日	派遣先	職種
7月16日	阿蘇市体育館	保健師
7月17日	阿蘇市・南阿蘇村避難所	医師 臨床心理士
7月20日	阿蘇市避難所	臨床心理士
7月22日	阿蘇市避難所	臨床心理士
7月26日	阿蘇市避難所他	医師 保健師
8月3日	阿蘇市避難所 （こころの健康に関する個別相談・ミーティング対応）	臨床心理士
8月10日	阿蘇市避難所 （こころの健康に関する個別相談・ミーティング対応）	臨床心理士
8月17日	阿蘇市避難所 （ミーティング対応）	医師 保健師
8月24日	阿蘇市避難所 （ミーティング対応）	医師 臨床心理士

(6) 活動経過



「熊本広域大災害に係る保健医療支援活動記録」(熊本県健康福祉部)より抜粋

## 15 精神医療審査会

平成14年度から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成24年度からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、（措置入院の一部を除き、）熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。）

審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

### （1）報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
措置入院者の定期病状報告書	5	6	1	4	4	4	1	5	2	3	5	5	45
医療保護入院者の定期病状報告書	170	77	172	161	108	174	98	149	115	174	162	115	1,675
医療保護入院の入院届	150	158	190	188	120	192	129	161	123	164	191	143	1,909
合計	325	241	363	353	232	370	228	315	240	341	358	263	3,629

### （2）退院請求等の審査状況

審査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
退院請求のみ	意見聴取者			1		1	2		1	2		2		9
	取り下げ者			1			1		2		1		1	6
処遇改善請求のみ	意見聴取者											1		1
	取り下げ者				1			1						2
合計	意見聴取者			1		1	2		1	2		3		10
	取り下げ者			1	1		1	1	2		1		1	8

## 16 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳交付状況

平成14年度から、法律の改正により、自立支援医療費（精神通院）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っており、平成24年度からは、認定業務もセンターで行っています。（月2回）

### 1 交付(所持者)件数(平成25年3月31日現在)

自立支援医療 (精神通院)	13,772			
精神障害者保健福祉手帳	1級	2級	3級	合計
	2,647	4,151	536	7,334

※熊本市分除く。(平成24年4月1日より政令指定都市へ移行)

### 2 認定件数(平成24年度)

自立支援医療 (精神通院)	13,990			
精神障害者保健福祉手帳	1級	2級	3級	合計
	1,330	2,252	309	3,891

※自立は、熊本市分除いた新規申請、継続申請、再申請のみ。(県外転入及び意見書無しの継続含)

手帳は、熊本市分除いた新規申請、更新申請のみ。(県外転入及び年金証書での申請含)

### 3 判定件数(平成24年度)

自立支援医療 (精神通院)	4,744			
精神障害者保健福祉手帳	1級	2級	3級	合計
	481	772	155	1,408

※自立は、熊本市分除いた新規申請、継続申請、再申請で判定会にかけたもの。

手帳は、熊本市分除いた新規申請、更新申請で判定会にかけたもの。



### Ⅲ 学会・研究会活動報告

#### 1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年に発足し、年1回の学会を開催しています。当センターは本会の事務局窓口を担当し、企画・運営に協力しています。

平成24年度は、第28回熊本アルコール関連問題学会として、平成24年12月1日に熊本市総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）において開催しました。

##### 1 総 会 2 研究発表

座 長	: 古澤 巖 (あおば病院 看護師)
-----	--------------------

- 演題1 「高齢化するアルコール依存症の現状と取り組み  
～本人、家族が地域で安心して暮らしていくために～」  
菊陽病院 池邊 寛一 (看護師)
- 演題2 「重複障害者の退院支援を試みて」  
菊池有働病院 後藤 美枝 (看護師)
- 演題3 「当院における治療プログラム～歩こ一会 (行軍)～」  
吉田病院 上村 勝彦 (看護師)

##### 3 学会報告

九州アルコール関連問題学会 (宮崎)

大笹 太士 (八代更生病院 看護師)

##### 4 講演

「浮上するアルコール問題～切望される基本法～」

三重県 かすみがうらクリニック 副院長 猪野 亜朗 (医師)

#### 2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年に発足しました。当センターは本研究会の事務局窓口を担当し、年1回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

平成24年度は第29回熊本精神科リハビリテーション研究会総会及び研究会を平成24年12月9日 (土曜) に熊本市総合保健福祉センターウェルパルクで開催しました。

(1) 総会

(2) 演題発表及び講演

①演題発表

**演題発表 Aグループ【座長：熊本県立こころの医療センター 渡邊 雅文 (医師)】**

演題1 「看護師のメンタルヘルス～看護師のメンタルヘルスの現状とストレスマネジメント～」

発表者 熊本県立こころの医療センター 村崎 俊介 (看護師)

演題2 「元気回復行動プラン (WRAP) について — らっぷらんと～熊本の活動 —」

発表者 らっぷらんと～熊本 守田 雅海 (WRAPファシリテーター)

演題3 「音楽グループの変化と効果～エンパワーメントに焦点をあてて～」

発表者 地域活動支援センター アントニオ 吉田 良子 (精神保健福祉士)

**演題発表 Bグループ【座長：希望ヶ丘病院 千馬 孝幸（作業療法士）】**

演題4「精神科デイナイトケアの地域生活支援における役割」

発表者 城ヶ崎病院 岡崎 史裕（作業療法士）

演題5「就職活動への効果的な支援方法の検討」

発表者 国立病院機構菊池病院 牧 健二（精神保健福祉士）

国立病院機構菊池病院 坂口 大輔（作業療法士）

演題6「デイケアメンバーにとっての『はたらくこと』について考える～アンケート調査から」

発表者 八代更生病院 渡邊 崇顕（精神保健福祉士）

**シンポジウム：テーマ「リワーク支援について」**

【座長：くまもと青明病院 上田 啓司（医師）】

シンポジスト 桜が丘病院 医局長 大磯 宏昭

熊本障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー石井 伸明

八代更生病院 院長 宮本 憲司朗

## 精神保健福祉センター運営要領

平成8年1月19日 健医発第57号  
各都道府県知事・各指定都市市長宛  
厚生省保健医療局長通知

注 平成18年9月29日障発第092900004号による改正現在

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

### 1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

### 2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等を兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有するものであること）、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、その他センターの業務を行うために必要な職員。

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう務めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

### 3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

#### (1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するためには、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

#### (2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

#### (3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の人材育成を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し、精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

## 4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護監察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。